

平成 17 年 2 月 28 日

併行実施期間中の司法試験合格者数について

司法試験委員
弁護士 本間通義

第 1 基本方針

併行実施期間中の司法試験においては、新司法試験合格者数を、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況を見定めながら、できるだけ早期に3,000人に近づける。特に新法曹養成制度発足後間もない平成18年度及び平成19年度においては、法科大学院制度の健全な発展を支援するため、多数の合格者を確保できるよう配慮すべきである。

現行司法試験の合格者数は、現行司法試験の受験者に不当な不利益を与えない範囲内で、逐次減少させるものとする。

なお、平成18年度の両司法試験合格者合計数は、1,500人を上回るものとするべきである。

第 2 理由

1 新司法試験合格者数設定の前提

プロセスとしての新法曹養成制度は、司法制度改革審議会意見書（以下、「意見書」という。）とこれを受けた平成14年3月19日の閣議決定により、21世紀の司法の担い手となる法曹の質と量の大幅な拡充を目指すという理念に基づき、中核としての法科大学院と新司法試験及び司法修習を構成要素として制度設計されたものである。

ここにおいて新司法試験は、「法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われること」を前提条件として、「十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする。」ものとして位置付けられている（意見書72頁）。

かかる法科大学院と新司法試験との関係からすれば、新司法試験は、法科大学院が、前記前提条件を充足していることを一応の前提として実施されるべきものである。その重要な要素である合格者数も、同様な前提において設定されなくてはならない（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」《以下、「連携法」という。》第2条第2号参照）。

2 新司法試験の受験者数と合格者数

新司法試験受験者数は、平成18年度から平成21年度までの間、概数で2,000人・7,000人・11,000人・14,000人と増加し、平成22年度以降は平成21年度とほぼ同数になると想定される。すなわち受験者の対前年度増加率は、平成19年度が平成18年度に対して350%と非常に大きいことに比して、平成20年度から平成22年度にかけては、157%・127%・100%と緩やかな放物線を描くこととなる。

よって合格者数についても、受験者数の増加に連動させて、平成18年度から平成19年度にかけては大幅に増加させ、平成20年度からは徐々に緩やかな増加率として、平成23年度に3,000人とすることが妥当である。

なお、平成19年度は、意見書が標準修業年限とする3年コース（法学未修者）の修了者が受験することになるので、平成18年度とは異なった意味で重要性を有するものであることにも、留意すべきである。

平成18年度から平成23年度にかけての合格者数を等分或いは平均的增加率で増加させていくことは、受験者数の増加率とあまりにも乖離することとなり、相当性を欠くであろう。

4 現行司法試験合格者数

現行司法試験の合格者数は、現行司法試験が併行実施される趣旨、現行司法試験においては、既に平成14年以降大幅な合格者増を実現していること、その合格レベル、新規の現行司法試験志望者の流入を防止すべきであること等を総合すれば、平成18年度の合格者数を、その受験者に不当に不利益とならない範囲内で絞るものとし、以後逐次削減すべきである。

第3 検討事項

1 法科大学院及び法科大学院生の現状に対する危惧について

(1) 新法曹養成制度が発足して間もない現段階においては、あるべき教育を実現する方策を模索している法科大学院や、現行司法試験における過度の受験指導の悪影響等のため法科大学院の教育内容の修得に苦勞している法科大学院生が存在するという指摘は、決して少なくないところである。

しかしそのような段階にあるからこそ、新司法試験は、法科大学院が確信を持ってあるべき教育の実現を目指し、法科大学院生が法科大学院の教育内容を十分に修得しうるように、制度設計されるべきである。

特に注意すべきは、意見書67頁の、「『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学中その課程の履修に専念できるよう

な仕組みとすることが肝要である。」という指摘である。この指摘は、新司法試験に対しても向けられていると認識すべきである。すなわち新司法試験においては、法科大学院生が司法試験に対する過度の不安感に駆られることなく法科大学院の課程の履修に専念できるよう、制度上可能な限り多数の合格者数とすることが求められているのである。

- (2) 注目すべきは、多くの法科大学院の多くの教員達が、あるべき法科大学院教育の実現に向けて懸命の試行錯誤を重ねていることである。また、法科大学院生達が寝る時間も惜しんで勉学に励んでおり、相当の成果をあげつつあることも、法科大学院教員が異口同音に指摘するところである。司法試験委員会は、かかる法科大学院及び法科大学院生を信頼し、更に彼等を勇気付けるべき立場にあるのではないだろうか。

また、法科大学院の開設初年度である平成16年度に未修者コースに入学した社会人経験者の能力及び意欲の高さを認めている法科大学院関係者が少なくないことも忘れてはならない。すなわち平成16年度には、現行司法試験に対してはその厳しい合格率のため躊躇していた多数の社会人たちが、門戸を広くした新制度に勇気を得て転進してきたのであり、既に法科大学院入学に際して厳しい選抜テストを経ているのだから、期待に値する資質を十分に有しているといえよう。

新法曹養成制度は、彼等のような人材が以後も陸続と参入してくるよう魅力的なものでなくてはならず、司法試験がその障碍を形成してはならない。

2 合格者数を厳しく設定することの弊害について

法科大学院が新法曹養成制度の理念に基づいた教育を実施できるように、関係諸機関が適切な協力或いは指導をすべきことは、当然のことである。しかしこれは第三者評価その他の行政的措置において行われるべきであり、新司法試験の合格者数を厳しく設定するという方向で行うべきではない。

司法試験合格者数を厳しく設定することの第1の弊害は、法科大学院生は言うまでもなく法科大学院さえも、断片的知識の集積と安易な紋切り型論述に集約される受験志向に誘導する危険性が大きいからである。これが新法曹養成制度の理念に反することは、言うまでもない。意見書(61頁)においても、司法試験における競争の激化が受験者に悪影響を与えることが指摘されていることに、留意すべきである。

第2の弊害は、各法科大学院では、新法曹養成制度の目的達成のために、リーガル・クリニック等を実施したり、3年次を中心に先端展開科目講座を開設することとなっているが、これ

ら新司法試験に直接的関連のない科目の履修が疎かになりかねないことである。

第3の弊害は、新たな法曹志望者の意欲を削減させ、参入障害となりかねないことであろう。新法曹養成制度は、社会の様々な分野で活躍しうる法曹の養成を目的としている。そのためには大学法学部卒業生だけでなく、その他の学部の卒業生や多様な社会経験を有する者を誘引することが不可欠である。この点に関し連携法は、法科大学院に対して、入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜をすることを求めているところである（第2条第1項）。しかし司法試験不合格の危険性が大きいことがその阻害要因になることは、いうまでもないことである。

3 合格率の平準化について

私見の基本方針に対しては、平成18年度及び平成19年度とそれ以降の新司法試験合格率の格差の大きさを指摘する見解もあり得よう。これは、国家制度としての司法試験では、公平性が重要であるとし、そのためには毎年の合格率を平準化すべきであるという考えに基づくものである。

司法試験において公平性が重要であることは、いうまでもないことである。しかし受験者数と合格者数との割合である合格率の平準化は、受験者数と合格者数とがほぼ一定数となる試験制度の安定期において意味を有するのである。両司法試験の併行実施期間中である平成18年度から平成22年度までは、法曹養成制度の改革期に他ならない。

すなわち新司法試験の受験者数は、既述したように、初年度である平成18年度から少なくとも平成21年度までは、毎年大幅に増加することが予想される。ここにおいて合格率の平準化の観点を入れるならば、当初の2年の合格者数は非常に抑えられたものとなり、発足直後である法科大学院に対して決定的なダメージを与えるものとなることは必然である。

また、過去の司法試験の実態を直視するならば、合格者数や合格率はいうまでもなく、合格レベルにおいてさえも、平準化や平等性が常に重要視されていたとは言い難い事実が少なくない。むしろ、司法試験合格者数や合格率更には合格者の質のレベルは、その時々の方政策的配慮により大きく変動してきたのではないだろうか。

法科大学院を中核とする新法曹養成制度の創設は、国家による大きな制度改革である。その立ち上がり時期においては、新制度を健全に育成するための政策的配慮こそが重要であることを認識すべきである。

以上